

※事業主および健康管理担当者のみなさまへ  
 こちらはChangeの解説版となっております。健康管理担当者や事業主のみなさまの事業所の健康づくりの取組みを応援するための情報を掲載しております。従業員のみなさまの質問の回答や健康づくり事業の資料にお役立てください。

事業所も受動喫煙対策を！

平成30年7月、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設の種類に応じて、一定の場所を除き、喫煙が禁止されています。また、喫煙できる場所のある施設に対しては、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講じることも必要となります。

具体的には、行政機関、学校、病院等は「**敷地内禁煙**」、その他の施設は、喫煙専用室での喫煙のみ認める「**原則屋内禁煙**」としており、喫煙をすることができない場所は、標識の掲示が必要で、20歳未満の者の立ち入りを禁止しています。

平成32年4月の受動喫煙対策の全面施行に向けて、段階的にガイドライン等が整備される予定です。

施設	H32.4 全面施行後の禁煙に関するルール
行政機関 学校・病院 児童福祉施設等	<b>○ 敷地内禁煙</b> (※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる)
多数の方が利用する施設 (飲食店 サービス業施設 職場等)	<b>○ 原則屋内禁煙</b> ※通常の葉巻たばこは、喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可 ※加熱式たばこは、喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可

〈市町が実施するがん検診の種類〉

集団検診	公民館や保健センターなどに <b>検診パス</b> が出向き、集団で受ける検診
個別検診	<b>医療機関</b> で受ける検診

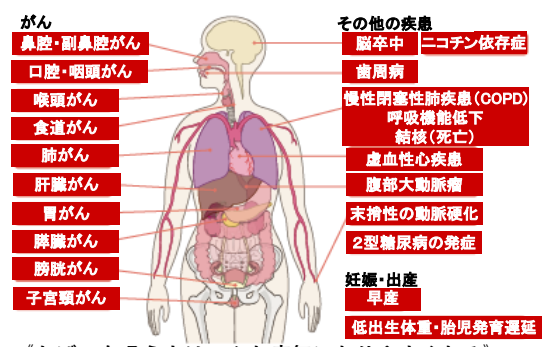
市町が実施するがん検診には、「**集団検診**」と「**個別検診**」があり、福井県内では、**243**の医療機関で個別検診が受けられます。職場や自宅の近くで受診できる医療機関を検索してみてください。

詳しくはこちら

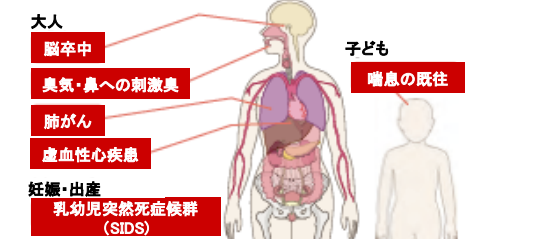
個別がん検診機関 福井 検索

自分自身や大切な家族が、がん・心疾患、脳卒中にならないようにするには、たばこを吸わないことが効果的ですが、健康診断やがん検診を定期的に受けることも重要です。**事業所の定期健康診断で実施していないがん検診は、お住まいの市町で受けることができます。**

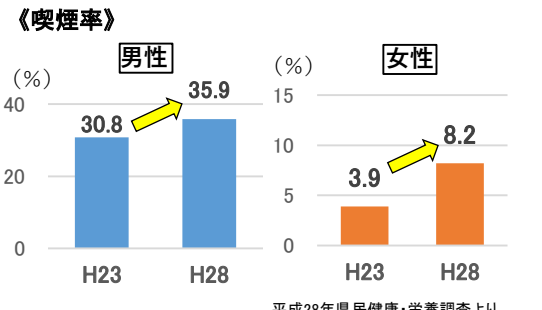
定期健康診断(特定健診)・がん検診のススメ



《たばこを吸う人はこんな病気になりやすくなる》  
 2016年たばこ白書より



《受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなる》  
 2016年たばこ白書より



たばこの煙には、50種類以上の発がん性物質が含まれており、肺がんをはじめ、様々ながんや病気を引き起こすことが、科学的に証明されています。たばこの害は、たばこを吸っている人のまわりにいる人にも及びます。まわりの人が吸い込む「副流煙」の方が、「主流煙」より有害物質が多く含まれており、「受動喫煙」によって、がんなどの病気になる危険が高くなります。

平成28年の福井県民健康・栄養調査によると喫煙率は、平成23年と比べて大幅に増加し、**男性35.9%、女性8.2%**となっています。特に、20代〜50代の働く世代では、**男性42%、女性12%**と高くなっています。

禁煙は、徐々に本数を減らすよりもスパッとやめた方が長続きするとの研究結果もあります。一人で頑張るより、禁煙治療を受け、サポートを継続しながら、禁煙に取り組んでみましょう。

たばこは、吸う人にも吸わない人にも有害！